

宮崎労働局発表  
令和4年8月10日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室  
室長 森 久美  
室長補佐 吉田 恭  
(代表電話)0985(38)8825  
(直通電話)0985(38)8836

## 令和4年度宮崎県最低賃金の改正答申について

宮崎地方最低賃金審議会（会長 松岡優子）は、8月10日付けで宮崎労働局長（田中大介）に対し、現在の宮崎県最低賃金時間額821円から「32円引上げ」となる「時間額853円」とする旨の答申を行った。

宮崎地方最低賃金審議会は、令和4年7月7日に宮崎労働局長から「宮崎県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねてきたところですが、8月10日、同審議会は現行の宮崎県最低賃金「時間額821円」について、「32円」引上げ、「時間額853円」に改正を求める旨、宮崎労働局長に対し答申を行いました。

当該答申にあたっては、中央最低賃金審議会で示された目安額30円を参考にしつつ、宮崎県の景気動向、雇用失業情勢及び賃金改定状況等を総合的に勘案して、公益、労働者及び使用者委員により慎重に審議され、取りまとめられたものです。

さらに、当該答申では、コロナ禍や原材料費等の高騰による中小企業・小規模事業者の経営環境への影響等を鑑み、政府等において、諸対策の実施・検討を行うよう下記のとおり付帯決議が付されました。

宮崎労働局では、この答申に基づいて、速やかに所要の改正手続きを進める予定であり、改正された宮崎県最低賃金は、答申に対する異議申出に関する手続等を経た後、10月初旬（最短で10月6日）に発効される見込みです。

## 記

### 付帯決議

- 1 中小企業・小規模事業者が今後も継続して事業を行い、雇用の維持・確保ができるよう、「業務改善助成金」をはじめとする各種支援策を更に強化すること。
- 2 コロナ禍や原材料費等の高騰において直接間接を問わず影響を受けている中小企業・小規模事業者に対しては特例措置として、賃金引上げ幅に見合った新たな直接的給付等支援策の創設を早急に検討すること。
- 3 中小企業・小規模事業者が賃上げに伴い負担が増大する社会保険料及び税金の減免措置が受けられるような対策を検討すること。
- 4 地方最低賃金審議会が自主性を発揮し、地域の経済・雇用の実態を見極めたうえで、実質的な改定審議が行うことができるよう、政府及び中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の在り方について早急に検討すること。

### 【参考；宮崎県最低賃金額及び前年度上昇率、上昇額】

|         | 29年度  | 30年度  | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最低賃金額   | 737円  | 762円  | 790円  | 793円  | 821円  | 853円  |
| 対前年度上昇率 | 3.22% | 3.39% | 3.67% | 0.38% | 3.53% | 3.90% |
| 対前年度上昇額 | 23円   | 25円   | 28円   | 3円    | 28円   | 32円   |

添付資料：中央最低賃金審議会改定の目安答申文（抜粋）  
宮崎県最低賃金改正決定諮問文

令和4年8月2日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

中央最低賃金審議会  
会長 藤村 博之

令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和4年6月28日に諮問のあった令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなどのより一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。
- 6 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

## 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和4年8月1日

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

## 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

| ランク | 都道府県   | 金額  |
|-----|--|-----|
| A   | 埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪                               | 31円 |
| B   | 茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島                 | 31円 |
| C   | 北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡      | 30円 |
| D   | 青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 | 30円 |

宮崎労発基 0707 第 1 号  
令和 4 年 7 月 7 日

宮崎地方最低賃金審議会  
会長 松岡 優子 殿

宮崎労働局長  
田中 大介

宮崎県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、宮崎県最低賃金（昭和 55 年宮崎労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議を求める。